

京 都 大 学 に お け る 安 全 保 障 輸 出 管 理 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(管理体制)</p> <p>第3条 } (略)</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 部局における安全保障輸出管理に係る業務を統括するため、部局安全保障輸出管理責任者（以下「部局責任者」という。）を置き、部局の長をもって充てる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(管理体制)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p><u>3 統括責任者は、その業務を補佐させるため、安全保障輸出管理副統括責任者を置くことができる。</u></p> <p><u>4 部局における安全保障輸出管理に係る業務を統括するため、部局安全保障輸出管理責任者（以下「部局責任者」という。）を置き、部局の長(事務本部にあっては統括責任者が指名する者)をもって充てる。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>